平成２２年（フ）第２４０７号
愛知県北名古屋市鹿田永塚89番地１　コーポ88―205号
債務者　田原　和行
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８０号
愛知県豊明市前後町三ツ谷1275番地141
債務者　本田　昭義
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１１号
愛知県春日井市高山町４丁目８番地11　Ｅｓｐｅｒａｎｚａ・K202号
債務者　下田智佐子（旧姓山本・桶田）
法定代理人成年後見人　下田　公彦
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１８号
愛知県東海市名和町３丁目43番地
債務者　小原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３４号
名古屋市中川区打中２丁目146番地
債務者　河村　　学
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７９号
名古屋市守山区大屋敷９番２号　ハウス大屋敷102号
債務者　青木　大治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２８号
名古屋市北区山田西町３丁目129番地　ひかり荘
債務者　相馬　英作
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６号
岡山県倉敷市中庄団地21番10―102号　市営中庄団地
債務者　風早　安子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
岡山県倉敷市茶屋町2128番地５
債務者　田中　隆国
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市中庄団地５番３―22号
債務者　吉田あかね
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地23井戸頭団地６号棟35号
債務者　樋口　良子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１２１１号
埼玉県鴻巣市吹上富士見３丁目１番12―401号
債務者　二角　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３３号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町２丁目11番３号
債務者　中村　厚実
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５８号
埼玉県戸田市喜沢南２―９―22、住民票上の住所東京都足立区神明２丁目３番８号　リバーサイド神明302
債務者　城元　弘章
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７５号
埼玉県鴻巣市大間２丁目７番26号
債務者　八田　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９５号
埼玉県志木市本町５丁目１番23―107号、旧住所埼玉県朝霞市三原３丁目26番１―312号
債務者　稲見　槙二
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９８号
埼玉県上尾市大字瓦葺2211番地５
債務者　山川　省吾
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係